

「令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」により  
被災された在学生への特別措置（経済支援）について

先般の豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、被災地域に居住し被災された在学生の方に対し、被災状況により 2025 年度授業料減免等による特別措置（経済支援）を講ずることといたしました。

被災の状況により、下表の特別措置をいたします。

被災状況（罹災証明書による）	「令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」に伴う被災に対する減免学費種別・金額
家計支持者の死亡又は家計支持者若しくは学生本人が高度障害を負ったことにより家計収入が途絶えた場合	後期授業料の全額免除 後期に納めるべき在籍基本料、施設設備料、教育活動料及び諸会費等の全額免除
家計支持者若しくは学生本人の家屋又は自営業者の場合の店舗等が全壊（焼）した場合	後期授業料の全額免除 後期に納めるべき在籍基本料、施設設備料、教育活動料及び諸会費等の全額免除
家計支持者若しくは学生本人の家屋又は自営業者の場合の店舗等が半壊（焼）若しくは床上浸水の被害にあった場合	後期授業料の半額免除 後期に納めるべき在籍基本料、施設設備料、教育活動料の半額及び諸会費の全額免除
家計支持者若しくは学生本人の家屋又は自営業者の場合の店舗等が一部損壊（焼）した場合	後期授業料の内 10 万円免除

該当の方で特別措置を希望する方は、以下の要領で申請手続をしてください。

### 1. 申請方法

以下 URL または QR コードよりオンラインでの申請となります。

<https://business.form-mailer.jp/fms/f947a390321786>



- ※ 罹災または保護者等死亡の確認できる書類（「罹災証明書」、保護者等「住民票」等）を添付してください。
- ※ 被害状況報告書欄も入力してください。
- ※ 大学に銀行口座を登録していない方は、学生ポータルサイドメニュー内「給与奨学金用振込口座情報登録」より、ご自身名義の銀行口座の登録を行ってください（学費口座振替用の口座登録とは別登録のものになります）。

### 2. 申請期間

2026年1月23日（金）まで

- ※ ただし、上記期間中にやむを得ない事情で申請ができない方は、事前に問い合わせ先にご連絡ください。

### 3. 問い合わせ先

青山キャンパス 学生生活部 学費・奨学金課 : 03-3409-7945  
相模原キャンパス 相模原事務部 学生生活課 : 042-759-6004

以上